

千葉県監査委員告示第1号

千葉県監査執行規程（平成29年千葉県監委訓令（甲）第1号）第11条第1項及び第2項の規定により平成31年度監査実施方針及び監査年間計画を策定したので、同規程第22条第1項の規定により別紙のとおり公表します。

平成31年1月29日

千葉県監査委員	清水謙司
同	宮原清貴
同	中島賢治
同	山本直史

平成31年度監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

平成31年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 国の動向

ア 地方公共団体の監査制度に係る動向

第31次地方制度調査会答申を受けた地方自治法の改正により、監査基準に従った監査等が義務付けられるとともに、都道府県及び政令指定都市に内部統制制度を導入することとされたところであるが、国では、平成32年4月の施行に向けた準備が進められており、平成31年の比較的早い時期に、これらの規定に係る指針やガイドラインが示される見込みである。

イ 地方行財政改革等に係る動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）の中で示した「新経済・財政再生計画」において、国・地方で基調を合わせた歳出効率化等に取り組むこととしており、具体的には、国による補助事業に係る制度の見直し等を通じて、効果の高い先進・優良事例の横展開や、業務のデジタル化・標準化・広域化などの地方の取組を後押しすることとしている。

(2) 本市の状況等

ア 財政等の状況

平成29年度決算において、国民健康保険事業の累積赤字が11年ぶりに解消するとともに、実質公債費比率や将来負担比率が低減するなど、財政健全化に向けた取組の効果が表れてきているが、病院事業の累積欠損金や基金からの借入残高は依然として多額であり、今後も財政健全化に向けた取組を着実に推進していく必要がある。また、少子・超高齢社会の急速な進展により、歳入の減少と、扶助費の増大による多額の財政需要が見込まれる状況にある。

このような財政状況の下、本市は、財政健全化プラン及び行政改革の取組を着実に推進し、既存の事務事業については、状況に応じて見直しを図るとともに、第3次実施計画については、事業費の精査を行ったうえで事業の着実な推進を図ることとしている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを見据え、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組を推進することとしている。

イ 内部統制の状況

内部統制については、現在、これを担う横断的組織はないが、部門（局又は区）に業務の計画、進行管理、予算、人事等を行う主管課が置かれており、主管課の長等が、経理主任として、支出負担行為伺書などの審査を担っている。

なお、地方自治法改正により、都道府県知事及び政令指定都市市長に内部統制の整備等が義務づけられたことを受け、総務局を中心として、全庁的な体制整備に向けた検討が進められているところである。

ウ 議会の動向

議会は、平成29年度決算審査の結果、10項目の指摘要望事項を市長に提出している。この中で、財政について、主要債務総額の削減や健全化判断比率の低減が図られてきているものの、人口減少や少子・高齢化の進展により、今後、歳入の減少が見込まれることから、必要な事業への予算措置は行いつつ、引き続き財政健全化への取組を継続するよう要望している。

(3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向及び本市の状況を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

ア 監査等の方向性

監査等の対象組織における過去の監査結果と措置の状況を踏まえ内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、人員、時間等の監査資源を重点的に配分することにより、効果的な監査等を効率的に実施することを基本に、その方向性を次のとおり定める。

- (ア) 監査等は、その種別や対象事業の特性等に応じ、合規性、有効性、効率性、経済性、正確性等の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施する。
- (イ) 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しや、チェック体制の改善などを求める。
- (ウ) 監査等の過程において、他の組織に共通し、又は関連する事項がある場合等は、状況に応じて監査等の対象組織を追加するなど、横断的に監査等を実施する。
- (エ) 市民の関心の高い事業等で合規性等に疑義が生じるものについては、必要に応じて、弾力的に監査等の対象事業に追加する。
- (オ) 監査報告等において是正、改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。

(カ) 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民に分かりやすく情報提供を行う。

イ 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。

なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、リスクが及ぼす影響の重要度の程度を踏まえ、個別の重点事項を定める。

(ア) 過去の違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案であって、金額的影響度等の量的重要性や公務への信頼性等の質的重要性が高いもの

(イ) 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業

(ウ) 他の地方公共団体で問題となった事案及びマスメディアで報道されるなどにより市民の関心が高い事案

2 監査年間計画

平成31年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) リスクに係る評価

効果的な監査等を効率的に実施するため考慮すべきリスクについては、原則として、実施計画策定の際に、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度の評価を踏まえて設定する。この重要度の評価を行う場合においては、「リスクの発生可能性の程度」と「リスクが発現した場合の影響の程度」の2つの指標をもって行うこととし、いずれの指標も高いものを影響の重要度が高いリスクと評価する。

なお、監査等の性質に照らし、リスクを考慮して実施することが適当でないと認められるとき及びリスクが及ぼす影響の重要度を評価する必要があると認められるときは、この限りでない。

(2) 監査等の種類等

平成31年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの対象及び方針は、次のとおりとする。なお、対象の選定に当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

ア 定期監査

(ア) 事務事業（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項）

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、平成30年度を対象に、合規性を主眼として、有効性、効率性、経済性の視点にも留意して監査を実施する。

監査対象組織については、これまでの実施年度を考慮し、こども未来局、都市局、建設局、若葉区役所、美浜区役所及び教育委員会（区役所は、区選挙管理委員会事務局を含む。）を選定し、第1期及び第2期に分けて実施する。

ただし、必要がある場合は、上記以外の年度又は組織も対象とする。

(イ) 工事（法第199条第1項及び第4項）

市が執行した工事等（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）について、平成30年度を対象に、合規性を主眼として、有効性、効率性、経済性の視点にも留意し、技術面から適正に行われているかについて監査を実施する。

また、監査を実施する工事等については、工事種別、用途、構造、契約内容等を勘案して決定する。

監査対象組織については、経済農政局、都市局、建設局及び水道局を選定し、第1期及び第2期に分けて実施する。

ただし、必要がある場合は、上記以外の年度又は組織も対象とする。

イ 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

市が補助金等財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行について、平成30年度を対象に、合規性を主眼として、有効性、効率性、経済性の視点にも留意して監査を実施する。

監査対象団体については、事務事業定期監査で選定した組織が実施する財政的援助等の実績等を勘案して決定する。

ただし、必要がある場合は、上記以外の年度も対象とする。

ウ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項）

市長から審査に付された平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に基づいて作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行、財産管理の状況、財政状態等が適正に表示されているかなどについて審査を実施する。

審査手続の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、過去の監査等の結果などを踏まえつつ、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

エ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された平成30年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、法令に基づいて作成されて

いるか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行状況、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかなどについて審査を実施する。

審査手続の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

オ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

市長から審査に付された平成30年度の美術品等取得基金運用状況報告書について、計数が正確であるかを確認するとともに、基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかなどについて審査を実施する。

カ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、法令に基づいて算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施する。

キ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、下水道事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納について、毎月例日を定め、現金出納検査調書等の計数が正確であるかを確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかなどについて、検査を実施する。

ク その他の監査

アからキまでに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

(3) 各監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、次の表のとおりとする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
事務事業定期監査（第1期） 同（第2期） 											
工事定期監査（第1期） 同（第2期） 											
財政援助団体等監査（第1期） 同（第2期） 											
決算審査及び基金運用状況審査 											
健全化判断比率等審査 											
例月現金出納検査 											

(4) 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、事務局長以下職員18人が補助する。